

『生命保険 団体扱い』の制度を**ご利用されていますか？**

医師先生のための

12月までに
新たにご利用の先生には
お楽しみ商品を進呈！！

生命保険の団体扱い

○生命保険 団体扱いってなに？

組合員先生が直接 保険会社へ支払っている**月払保険料**を、大森医協が口座振替で引落とし、とりまとめて保険会社へ支払う制度です。保険会社から団体割引が適用され、直接 保険会社へ支払うより一般的に**月々1%～3%ほど割安になる制度**です。

- ①年払い保険料（年払い保険契約）は団体扱いの対象になりません。
- ②保険会社や保険種類により割引率が異なります。一部、保険料が変わらない場合があります。
- ③外貨建て商品など契約内容や保険商品によっては団体扱いできない場合があります。

***** 【例：月額50,000円、3%安くなる場合】 *****
 変更前の保険料；月額50,000円 ⇒ 変更後の保険料；48,500円・・・**月1,500円お得！**
 お得な保険料が積み重なると・・・
 1ヶ月1,500円お得！ ⇒ **1年間で18,000円お得！** ⇒ **10年間で180,000円お得!!**

○団体扱いのポイント

- ・大森医協の利用分**配当金の対象**事業になります。
 ①利用分配当金：組合実施の各事業のご利用額に応じて各損益計算に基づき計算します。
- ・団体扱いに変更しても、代理店・募集人・営業**担当者に変更はありません。**
- ・保険料引落の**口座振替登録が必要**になります。

○団体取扱いが可能な保険会社（13社）

日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命、大樹生命、朝日生命、SONPO ひまわり生命、東京海上日動あんしん生命、三井住友海上あいおい生命、ソニー生命、アメリカンファミリー生命、プルデンシャル生命、ジブラルタ生命

○手続きは簡単3ステップ！

- 1.ご契約の保険会社が、当組合と提携している上記の**13社に含まれているか**ご確認ください。
- 2.提携保険会社でしたら、『証券番号』と『営業担当者（代理店か募集人）』を当組合にご連絡ください。
- 3.当組合から団体扱い変更可否を確認し、その後の対応を先生にご連絡いたします。

団体扱い変更可能の場合は、保険会社（代理店か募集人）から、お手続きの案内があります。

お問い合わせは、大森医師協同組合まで TEL:03-3772-2156

大森医師協同組合： 担当：齋藤雅和、大村忠義 E-Mail: oomori@o-ikyo.com